

訓令甲第37号

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金裁定事務取扱規程を次のように定める。

平成20年12月2日

警視總監 米村敏朗

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金裁定事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成20年法律第80号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき、東京都公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行うオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金(以下「給付金」という。)の裁定に関し、適正かつ効率的な事務処理を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 給付金の裁定に関する事務(以下「裁定事務」という。)の取扱いについては、法、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則(平成20年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(取扱上の心構え)

第3条 裁定事務を取り扱う職員は、給付金の支給を受けようとする者の立場を十分考慮しながら、必要な手続を教示するとともに、迅速にして的確な事務処理によって、裁定事務の取扱いが適正に行われるよう配意するものとする。

(取扱責任者)

第4条 警視庁犯罪被害者支援室及び警察署に裁定事務取扱責任者(以下「取扱責任者」という。)を置く。

(取扱責任者の任務)

第5条 取扱責任者の任務は、次のとおりとする。

(1) 給付金に係る相談に関すること。

(2) 規則様式第1号の「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請書」(以下「申請

書」という。)の記載内容の確認に関すること。

(申請書の受理)

第6条 企画課長及び警察署長は、給付金の支給を受けようとする者から公安委員会に対して申請書(添付書類を含む。以下同じ。)が提出されたときは、これを受理するものとする。

2 前項により申請書を受理した企画課長及び警察署長は、速やかに公安委員会に送付するものとする。この場合、警察署長は、企画課長を経由して送付するものとする。

(相互連絡)

第7条 企画課長及び申請書を受理した警察署長は、相互に緊密な連絡を行い、裁定事務の適正を期するものとする。

(裁定のための調査等)

第8条 企画課長は、法第8条第1項及び第2項に規定する裁定のための調査等を行うものとする。

(照会に対する回答)

第9条 所属長は、道府県公安委員会から法第8条第2項に規定する照会を受けたときは、その旨を総務部長(企画課長経由。以下同じ。)に速報した後、速やかに回答するものとする。ただし、照会事項に疑義があると認めるとき又は回答することに著しい支障があると認めるときは、事前に企画課長及び照会事項を主管する所属の長と協議しなければならない。

2 前項により回答を行った所属長は、回答内容を記載した書面の写しを総務部長に送付するものとする。

(申請の却下)

第10条 企画課長は、法第6条第1項に規定する申請をした者(以下「申請者」という。)に法第8条第3項の規定に該当する事由があると認めるときは、公安委員会に報告するものとする。

2 企画課長は、申請が却下されたときは、規則様式第3号の「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定申請却下通知書」(以下「申請却下通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(裁定書類の作成及び報告)

第11条 企画課長は、公安委員会の裁定に必要な資料が整ったときは、裁定書類を作成し公安委員会に報告するものとする。

(裁定の通知)

第12条 企画課長は、給付金の支給に関する裁定があったときは、規則様式第2号の「オウム真理教犯罪被害者等給付金支給裁定通知書」(以下「裁定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

2 企画課長は、前項の通知(給付金を支給する旨の通知に限る。)をするときは、申請者に対し、規則様式第4号の「オウム真理教犯罪被害者等給付金支払請求書」を併せて交付するものとする。

(警察庁への送付等)

第13条 総務部長は、給付金の支給に関する裁定又は申請の却下の決定があったときは、直ちに、次の書類の写しを警察庁長官官房給与厚生課長(犯罪被害者支援室長経由。以下同じ。)に送付するものとする。

(1) 裁定通知書又は申請却下通知書

(2) 給付金支給検討票

2 企画課長は、裁定事務に係る特異な取扱いについては、その都度、警察庁長官官房給与厚生課長に連絡するものとする。

附 則

この訓令は、平成20年12月18日から施行する。